

栃木市役所の仕事について



とち介
(栃木市マスコットキャラクター)

目 次

- 1) 市役所の仕事
- 2) 栃木市の職員がめざすべき職員像
- 3) 募集職種
- 4) 給与・勤務条件等

1) 市役所の仕事 ～特徴①～

市役所が担当する事務とは…

国、都道府県で処理するもの以外の事務



仕事の幅が広い！

1) 市役所の仕事 ～特徴①～

具体的には…

出生届・婚姻届・死亡届等の受付、国民健康保険・介護保険
ごみ処理、生活保護・障がい者の自立支援、健康指導、保育
市税の賦課・徴収、教育、上下水道、道路の整備・維持管理
建築物の設計・営繕、防災・防犯、選挙等

これらすべてが市役所の仕事です

1) 市役所の仕事 ～特徴②～

市役所には窓口や現場がある

出生届・婚姻届・死亡届等の受付、国民健康保険・介護保険
ごみ処理、生活保護・障がい者の自立支援、健康指導、保育
市税の賦課・徴収、教育、上下水道、道路の整備・維持管理
建築物の設計・営繕、防災・防犯、選挙等



市民の方と直接かかわる機会が多い

1) 市役所の仕事 ～特徴②～

市民の方と直接かかわる機会が多い



自分の仕事の成果が見えやすい！

2) 栃木市の職員がめざすべき職員像

めざすべき職員像

栃木市に愛着を持ち

市民の目線で行動し

積極的にチャレンジする職員

① 栃木市に愛着を持つ

② 市民の目線で行動する

③ 積極的にチャレンジする

3) 募集職種 ※令和7年度の場合

保健師

地域の健康づくりや保健指導業務等

社会福祉士

高齢者や障がい者の相談・支援業務

土木

道路河川の建設・改修、上下水道の整備等

建築

建築物の許可・認定、審査及び検査等

学芸員

埋蔵文化財に関する業務（発掘調査等）

令和6年度の試験結果

令和6年度に実施した栃木市職員採用試験の実施状況

試験	職種	募集人員	申込者数	受験者数 (A)	合格者数 (B)	採用者数	倍率 (A/B)
前期	保育士（幼稚園教諭）	5名程度	15名	14名	7名	5名	2.0
	保健師	2名程度	11名	10名	4名	1名	2.5
	社会福祉士	2名程度	5名	5名	3名	3名	1.7
	土木技師	2名程度	2名	2名	0名	0名	-
	建築技師	2名程度	2名	2名	2名	2名	1.0
10.1	社会福祉士	2名程度	2名	2名	0名	0名	-
	土木技師	2名程度	1名	1名	1名	1名	1.0
	建築技師	2名程度	-	-	-	-	-
後期	一般事務	10名程度	96名	67名	16名	12名	4.2
	土木技師（高校生枠）	2名程度	2名	2名	1名	1名	2.0
	土木技師	2名程度	2名	1名	1名	0名	1.0
	建築技師（高校生枠）	2名程度	-	-	-	-	-
	建築技師	2名程度	1名	1名	-	-	-
	一般事務（障がい者対象）	1名程度	5名	4名	0名	0名	-
追加	保健師	2名程度	7名	5名	3名	3名	1.7

4) 給与・勤務条件等

勤務時間

午前8時30分～午後5時15分まで
(うち 休憩1時間、実働時間 7時間45分)

(参考) 1日のスケジュール



※出勤及び帰宅の時間はイメージです。

○給与

給料（初任給：令和7年4月1日現在）

学歴	金額
大学卒	220,000円
短大卒	204,400円
高校卒	188,000円

※職務経験等により、加算される場合あり

各種手当

- ①住居手当（賃貸住居の居住者）、通勤手当、扶養手当、地域手当（本給に3%上乘せ）、時間外勤務手当 など
- ②期末・勤勉手当が6月と12月の年2回支給

○休暇制度

休暇の種類	期間
年次有給休暇	年に20日付与され、1時間単位で取得が可能。 (令和6年度の平均取得日数は14.5日)
夏季休暇	7～10月までの期間内に6日以内
結婚休暇	5日以内
ボランティア休暇	5日以内

○子育て支援制度

職員の子育てを支援するため、様々な制度があります。

制度	男	女	内容	給与
妊婦健診を受診するための休暇		○	妊娠23週までは4週間に1回、24週から35週までは2週間に1回、36週から出産までは1週間に1回、出産後1年までの間で1回	有
産前休暇		○	産前8週間（多胎妊娠の場合産前14週間）	有
産後休暇		○	産後8週間	有
配偶者の出産休暇	○		2日間（配偶者が出産のために入院した日から、産後2週間の期間内）	有
配偶者の産前産後期間中の育児参加休暇	○		5日間（配偶者の産前休暇から産後1年まで。ただし、第1子の場合は産後期間のみ）	有
育児休業	○	○	男性は配偶者の出産日から、女性は産後休暇終了日の翌日から子が3歳に達する日までの期間内で、原則2回まで	無
部分休業	○	○	小学校就学前の子を養育するため、1日2時間以内、30分単位で取得可能	有
子の看護等のための休暇	○	○	5日間（年度年齢で満12歳までの子が2人いるときは10日間）	有